

令和4年度四日市港まつり開催に向けた
感染拡大防止ガイドライン
(第1版)

四日市港まつり実行委員会

令和4年5月25日 策定

1 はじめに

本ガイドラインは、四日市港まつり実行委員会（以下、「主催者」という。）が主催する四日市港まつりの開催・運営を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染対策・拡大防止を行うことで、カッターレース大会参加者（以下、「参加者」という。）、展示ブース等の出展者（以下、「出展者」という。）、イベント等の出演者（以下、「出演者」という。）及び一般来場者に、安心・安全に四日市港まつりを楽しんでいただき、より一層親しまれる港づくりを推進することを目的としている。

主催者は、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程も含め、四日市港まつりでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じると同時に、参加者等の特性を踏まえた個別の対策を講じることとし、本ガイドラインを策定した。

また、主催者は本ガイドラインについて、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設使用制限等に係る留意事項について」（令和4年5月23日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」及び「イベントの開催基準等」（三重県新型コロナウイルス感染症対策本部）を参考に、今後の知見の集積及び三重県内の感染状況を踏まえて適宜見直すこととする。

2 四日市港まつりの開催基準について

開催当日が、以下の基準に該当すると想定される場合は、主催者は開催可否または開催方法の変更を判断する。

- (1) 三重県が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令又はまん延防止等重点措置が公示された場合
- (2) 三重県独自の緊急事態宣言（緊急警戒宣言）等の発令又は三重県の発表する指針においてイベント開催自粛要請がされた場合
- (3) 三重県内の医療機関が逼迫しており、新型コロナウイルス感染症患者の受入れが困難となる恐れがある場合
- (4) 主催者のスタッフ等に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合

3 基本的な感染症対策について

基本的な感染症対策については、以下のとおりとして、主催者は各事項がきちんと遵守されているかを適宜確認する。また、主催者はイベントの開催について、適宜三重県感染症対策本部へ情報提供を行い、対策について相談する。

- (1) 四日市港まつり会場内について
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や「安心みえるLINE」を推奨し、各所にポスターを掲示する。
 - ・飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、マスクの正しい着用や大声を出さ

ないことをポスター等で周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合は、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。また、主催者でもある程度のマスクの備蓄を用意しておく。

- ・一般来場者に対し、検温の実施や、体調不良等の場合は、来場しないよう事前に周知し、会場でもアナウンスを行う。
- ・会場内のテント等設営物はなるべく他の設営物との間隔を空けるようにし、一般来場者が並ぶ可能性がある箇所には、床に列の間隔を空ける表示を行う（最低1m）。
- ・手洗いやアルコール消毒等によるこまめな手指消毒の徹底をポスター・アナウンス等で周知し、会場の出入り口等の各所にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・トイレ、休憩所、共用部分の定期的な消毒を行い、トイレに並ぶ際は、床に列の間隔を空けるよう表示する（最低1m）。
- ・室内施設を使用する場合は、こまめな換気を行う。
- ・休憩所等では、密集を回避するため、テーブルの間隔をあけ、座席数を減らし、対面での会話を避けるようアクリル板等で飛沫防止の対策を行う。また、後述の飲食可能エリアも同様とする。
- ・四日市港まつり会場内では飲食可能エリア及び参加者のチームテント内を除き、喫食禁止とする（熱中症対策としての水分補給等は可能）。また、飲食可能エリアであっても、飲食時以外はマスク着用とし、その旨をポスター・アナウンス等で周知する。なお、関係者はアルコール・酒類の提供は禁止とし、一般来場者及び参加者についても、アルコール・酒類の持ち込みは禁止とする。

(2) 主催者のスタッフの対策について

- ・主催者のスタッフは、準備段階から、健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・主催者のスタッフはマスク等を持参し、正しく着用すること。また、手洗いやアルコール消毒等によるこまめな手指消毒を行う。
- ・準備段階やまつり当日のいずれの場合でも、体調が悪い場合には、主催者事務局に報告し、運営業務に従事しないものとする。

4 イベントごとの感染症対策について

イベントごとの感染症対策については、以下のとおりとし、主催者は各事項がきちんと遵守されているかを適宜確認する。

(1) カッターレース

- ①主催者は、参加者募集に際し感染拡大の防止のために、参加者が遵守すべき事項（具体的には以下の⑤～⑬）を明確にし、協力を求める。これを遵守できない参加者は、参加の取り消しや途中退場を求めることがあり得ることを周知する。
- ②主催者は、参加者全員の氏名・年齢、住所、連絡先を把握し、名簿を作成する。なお、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずることを周知する。

- ③主催者は、以下の事項に該当しないことを参加者全員分確認し、四日市港まつり当日に、書面にて提出させる。以下のいずれかひとつでも該当する参加者は、自主的に参加を見合わせることを。
- i 37.5 度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状がある。
 - ii 参加者本人が感染者又は濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない。
 - iii 同居家族に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる。
 - iv 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある。
- ④主催者は、参加者と他の参加者との接触機会の低減を図るため、カッターレース乗降場の入口と出口を分離し、また、参加者用テントの間隔を空けるよう配置する（できるだけ 2 m を目安。最低 1 m）。
- ⑤参加者は、マスク等を持参し、正しく着用すること。また、艇長・艇指揮は、競技中であってもマスクを着用すること（ただし、艇長・艇指揮以外の者は競技中のみマスクを外すことも可とする）。
- ⑥参加者は、手洗いやアルコール消毒等によるこまめな手指消毒を実施すること。
- ⑦参加者は、他の参加者、一般来場者との距離（できるだけ 2 m を目安。最低 1 m）を確保すること。
- ⑧参加者は、大声での声援や掛け声等を自粛すること。
- ⑨参加者は、自身のチームの応援などに、参加者以外の者を呼ぶことを控えること。
- ⑩参加者は、自身のチームのテント内での飲食等は可能とするが、その場合でも、飲食時以外のマスクの着用を心がけ、極力会話を控えること。
- ⑪参加者は、イベント終了後 14 日以内に感染が判明した場合は、ただちに主催者に連絡すること。
- ⑫参加者は、イベントの前後においても、『三つの密』（※）を回避すること。
（※厚生労働省が掲げた集団感染の防止策で、密閉・密集・密接を指す。）
- ⑬参加者は、主催者が感染防止のために定めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。
- (2) ステージ上等でのイベント
- ①ステージ上等でのイベントに出演する団体（以下「出演団体」という。）は、責任者として 1 名を選出し、連絡体制図を作成すること。
- ②出演団体は、感染者が発生した場合に、直ちに関係する出演者へ連絡する必要があるため、準備作業・練習・事後作業に関わる出演者全員の緊急連絡先を把握しておくこと。
- ③出演団体は、四日市港まつり当日のみならず作業・練習においても、出演者が上記（1）③ i ~ iv に該当しないことを確認し、ひとつでも該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを。
- ⑥出演者は、マスク等を持参し、正しく着用すること。ただし、演奏・演舞中等の場合で、熱中症の恐れがある場合等はこの限りでない。
- ⑦出演者は、手洗いやアルコール消毒等によるこまめな手指消毒を実施すること。

- ⑧出演者は、他の出演者、一般来場者との距離（できるだけ2 mを目安。最低1 m）を確保すること。
- ⑨出演団体は、一般来場者に、大声で声援や掛け声等を自粛するよう周知すること。
- ⑩出演団体は、イベント終了後14日以内に出演者の感染が判明した場合は、ただちに主催者に連絡すること。
- ⑪出演団体は、イベントの前後においても、『三つの密』を回避すること。
- ⑫出演団体は、主催者が感染防止のために定めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。

(3) キッチンカー

- ①キッチンカーの出店者は、スタッフ及び購買者双方のマスクの正しい着用、及びアクリル板等により購買者との間を遮断するなどの工夫に努めること。
- ②キッチンカーの出店者は、可能な限りキャッシュレス決済を推奨すること。

5 一般来場者の対応について

主催者は、QRコードなどを活用し、来場者の氏名・年齢・住所・連絡先の把握に努めることとし、各所に配置し、利用の周知をする。なお、こうした情報は必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずることを周知する。